

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事件の概要

(1) 事件発生日

平成29年(2017年)9月24日

(2) 事件発生場所

東京都中野区南台一丁目15番 南台いちょう公園多目的運動場内

(3) 事件発生状況

相手方は、中野区立南台いちょう公園内に設置されていたトイレ内からトイレットペーパーを持ち出し、当該トイレットペーパーに火をつけたところ、上記(2)の運動場内の人工芝にその火が燃え移ったことにより、当該人工芝の一部が破損した。

3 和解(示談)の要旨

相手方は、区に対し、本件事件による損害賠償債務として50,760円の支払義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

平成30年(2018年)6月4日